

発委第1号

ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和4年3月4日

提出者 議会運営委員会
委員長 岩永 政則

ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナへの重大な主権侵害であるとともに、このような武力による一方的な現状変更は明らかに国連憲章に違反する行為であり、国際社会の平和と安全、秩序を著しく脅かす暴挙として断じて許すことはできない。

また、プーチン大統領は今回の軍事侵攻に際し、核兵器の使用を示唆する発言をした。先の大戦で原爆によって凄惨な被害を被った本町は、その当事者として「平和で安全な町」を宣言し、核兵器のすみやかな廃絶と、紛争と戦争のない世界の実現を訴え続けており、核兵器の使用を示唆する発言や核兵器を背景とした武力行使を看過することはできない。

長与町議会は、核の脅威を背景としたロシアによるウクライナへの軍事侵攻とプーチン大統領の発言に対して厳重に抗議するとともに、ロシア軍を完全かつ無条件で即座に撤退させ、国際法に基づく誠意を持った対応によって平和的解決を図るよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月4日

長崎県長与町議会